

フロンティアファーマーズ地産地消推進業務委託

仕様書

1 業務目的

本業務は、生産者の姿を伝えるウェブコンテンツ「フロンティアファーマーズ（※¹）」にて取材した生産者がどのような想いをもって農業に取り組んでいるのかをこおりやま広域連携中枢都市圏（※²）（以下「こおりやま広域圏」という。）内の消費者に伝えることで広域園産農産物の販売促進、地産地消の推進を図ることを目的とする。

※¹ フロンティアファーマーズ公式ウェブサイト (<https://frontier-farmers.com>)

フロンティアファーマーズ公式Instagram
(https://www.instagram.com/koriyama_farmers/)

※² こおりやま広域圏の構成市町村：郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町（5市8町4村）

2 業務内容

(1) 農家撮影・取材

本市が都度指定する時期及びこおりやま広域圏内生産者にプロカメラマン及びライターが赴き、写真・動画撮影及び取材を行い、農家や農産物の魅力を伝える記事及び動画を作成する。生産者1件当たりの写真・動画撮影及び記事作成については次のとおり。

なお、取材件数は4件とする。

ア プロカメラマンによる写真撮影

カット数 20点以上

イ プロカメラマンによる動画撮影及びティザー動画作成

(ア) 作成本数 1本（サムネイル画像含む）

(イ) 時間数 40秒程度

ウ ライターによる取材及び記事作成（記事には上記写真の一部又は全部を使用）

(ア) タイトル 1本

(イ) 小見出し 4～6本程度

(ウ) 本文 2,000字程度

(エ) その他 記事内に使用する写真のレイアウトを指定すること。

(オ) 取材した生産者の生産物が買える店・食べられる店の情報を取材時に併せてヒアリングし、記事文末に記載すること。

エ 本市との協議及び業務遂行上必要な進行管理・連絡調整業務等

オ 納品された写真・動画データ及び取材記事は、本市がウェブ媒体等に掲載して使用するほか、写真・動画データについては生産者が自身のネット通販等のPR素材として活用できるよう生産者へ提供すること。

(2)PR カード制作

生産者ごとのPRカードについて、各生産者の農産物販売時に配布、また、直売所等に置いてもらうことを目的に、以下のとおり制作する。

- ア 今年度取材する農家4名分について各1,000枚（デザイン含む）製作する。
- イ カードは日本名刺サイズ・4mm角丸仕様・両面カラーで制作し、オモテ面には生産者の写真、裏面にはフロンティアファーマーズの記事へ遷移できるQRコードを配置すること。使用する生産者の写真は本市より提供することとし、デザインは提案すること。
- ウ 印刷したPRカードは対象農家へ900部、本市へ100部直接納品すること。
- エ 納品時期については、契約後、本市と協議の上決定する。

(3)産地視察ツアーの開催

こおりやま広域圏産農林水産物の多彩な魅力を知っていただき、取扱いを検討いただくため、新たな食材調達先を模索している県内外の流通、小売、飲食、宿泊等事業者などの流通事業者（バイヤー）を対象に、こおりやま広域圏産農林水産物を取り扱う生産者等を紹介する、産地視察ツアーを実施する。

ア 産地視察ツアーの実施

(ア) こおりやま広域圏産農林水産物の旬の時期を捉えた、流通事業者のバイヤーを対象とした参加者募集型の産地視察ツアーを1回以上実施すること。

(イ) 昼食の有無等を含め、効果的なツアー企画を提案すること。

イ 視察先の設定

(ア) 生産者の募集に当たっては、事業の趣旨や募集要件等を記載した募集チラシ（電子媒体）等を作成し、効率よく周知を図ること。

(イ) 視察先は過去フロンティアファーマーズにて紹介した生産者もしくはこれから紹介する予定の生産者とし、季節や行程品目バランスはもとより、バイヤーニーズを考慮し、選定すること。

(ウ) 視察は、生産者のほ場・加工場、農林水産関連施設等において、こおりやま広域圏産農林水産物のおいしさ・魅力が伝わる内容とすること。

(エ) 必要に応じて、現地で試食できる機会を設け、その試食方法は参加者が視察食材の魅力を理解できるように工夫すること。

(オ) 視察先との調整に当たっては、その関係者も含めて丁寧に行うこと。

ウ 参加バイヤーの募集

(ア) 参加社数は15社程度で計30名程度とすること。なお、こおりやま広域圏内に事業を展開する事業者を8社以上参加させること。また、県外のバイヤーも選定可能とするが、当事業の業務目的を考慮し、選定すること。

(イ) ツアー参加後に、新たな商流が構築されるよう、こおりやま広域圏産農林水産物への関心が高いバイヤーを招へいすること。なお、卸売、小売、飲食、宿泊等の多業種の参加を確保すること。

- (ウ) 参加バイヤーの募集に当たっては、事業の趣旨や募集要件等を記載した募集チラシ（電子媒体）等を作成し、効率よく周知を図ること。
- (エ) 参加バイヤーの取りまとめ及び連絡調整は遺漏なく行うこと。
- (オ) 視察先の生産者等の強みや特徴を整理したセールスシートを作成し、バイヤー募集等に活用すること。

エ その他

- (ア) ツアーの企画にあたっては旅行業法に基づき、ツアー手配、行程作成、募集、安全管理等ツアー催行にあたり、必要な業務を適切に実施すること。
- (イ) ツアーにおいては、商品特性やバイヤーニーズを把握し、円滑な進行及び成約に向けた支援を行うファシリテーター役を配置すること。
- (ウ) ツアー全体を網羅したマニュアル及び参加者の属性などをまとめた資料を作成すること。
- (エ) 産地視察ツアーの実施後に生産者及びバイヤーへのアンケートを実施し、成約状況等の実態把握を行うこと。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 納品物

- (1) 写真データ（j p g形式）
- (2) 動画データ（MP 4もしくはMOV形式）
- (3) 取材記事（テキストデータ）
- (4) PRカード
- (5) 実績報告書（紙媒体及び電子媒体）

5 納期・納品方法

- (1) 「4 納品物」のうち、(1)、(2)、(3)については、撮影・取材を行った日から起算して21日以内に電子メール又はファイル転送サービスにて納品すること。
- (2) 「4 納品物」のうち、(4)については、完成後速やかに本市に納品すること。
- (3) 「4 納品物」のうち、(5)については、全業務完了後速やかに電子メール又はファイル転送サービスにて納品すること。

6 施行場所

郡山市が指定する場所

7 担当課

郡山市農商工部園芸畜産振興課

8 補修

納品物が一定の納品水準に達していないと本市が判断した場合は、受注者にその補正を求めることができる。

9 著作権等

納品物の著作権等（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条を含む一切の権利）は本市に帰属するものとする。

なお、成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は、受注者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとし、著作権関係の紛争が生じた場合は、一切受注者の責任において処理するものとする。

また、成果物の権利において、第三者が保有し、本市に帰属することができない権利がある場合は、あらかじめ本市へ報告すること。

10 留意事項

(1)業務全体を管理・統括する業務責任者を置くこと。本市との連絡は原則として、この業務責任者を通して行うものとする。

(2)受注者は、業務の遂行について随時報告を行うものとする。

(3)撮影・取材及び打合せ等に係る交通費、通信費等の費用は、受注者が負担するものとする。

(4)本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。

(5)本業務により得られた成果物及び資料、情報などは、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。

(6)本業務の遂行において必要な取材等に際して、受注者は事前に該当施設や取材者の許可を取り取材を行うこと。また、取材時に撮影した写真等に映り込んだ方への画像の掲載許諾についても受注者において行うものとする。

(7)本人の承諾を得ることのできない人物画像については、識別が不可能な程度の修正を行うこと。

(8)受注者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(9)受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因でその他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

11 協議

本仕様書に定めのないものについては、双方協議の上決定する。